

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の主な認定要件

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定申請があった場合、下記要件に基づき認定または認定しない旨を決定すること。(ただし、※1の場合は申請を受け付けない)

主な認定要件

- 1 認定地域再生計画に適合するものであること
 - ①整備事業が地方活力向上地域・準地方活力向上地域内で行われること
 - ②整備※2される施設が特定業務施設であること
 - ③事業内容が地方全体の雇用拡大に寄与しているものであること
 - I 法人又は個人事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に起因して従業員数が増減する全事業所において本社機能に従事する従業員数が5人(中小企業者2人)以上の増加が見込まれること
 - II 法人又は個人事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う本社機能の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において本社機能に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと(ただし、閉鎖等が行われる事業所の存する地域の活力が失われることがない場合はこの限りではない)【移転型事業のみ】
 - ④事業期間が、認定の日から5年以内であること(ただし、地域再生計画の計画期間内)
- 2 常時雇用する従業員に関する要件に適合するものであること
 - ①特定業務施設において常時雇用される従業員数が5人(中小企業2人)以上であること
 - ②特定業務施設において増加させる従業員数が5人(中小企業2人)以上であること(移転型事業の場合は、初年度過半数であって、計画期間を通じて1/4以上が東京23区からの転勤者であること)
- 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること……資金調達方法や計画内容の妥当性を検討すること

※1 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者は本制度の申請をすることができない

※2 特定業務施設の「整備」とは新設、増設、賃借等をさす(空き部屋等に机や椅子等を設けて本社利用することは整備には該当しない)